

内山高一表明

私、内山高一は、日本の昇降機 専業メーカーである **Fujitec** の元代表取締役社長、会長です。**Fujitec** は、東京証券取引所のプライム市場に上場している上場企業であり、また同族上場企業でもあります。私、および内山家としては **Fujitec** の全株式の約 10% を保有している大株主でもあります。

創業家一族のメンバーである私はこれまで誠心誠意、**Fujitec** の企業価値の持続的な増大、成長に全力を傾注してきました。この 20 年間では売上を約 900 億円からその倍の約 1800 億円まで伸ばしていきました。私としては、香港のアクティビストファンドである、オアシスの介入による **Fujitec** のガバナンスをめぐる混乱、社員の動揺の現状を改めて、長期的な視点に立った経営に回帰できるように、全力を尽くしてオアシスと闘い、株主の賛同を得られるように行動することを決意しました。創業者ファミリーの一員である私は、去る 3 月 28 日に、セス・フィッシャー氏とオアシスに対して名誉毀損による損害賠償請求訴訟を提起することを公表致しました。

また、次の株主総会に向けて、大株主として「**Fujitec** を自由にする、解放する」ための一助として、株主提案権を行使の上、社外取締役の選任を含む株主提案を行います。今回の株主提案の候補者は、中長期的に **Fujitec** の企業価値を高める優秀なメンバー構成であります。

今回の株主提案に関しては、3 つの理由がございます。この 3 点は、フジテックを真から思う、元社員、元経営者、そして大株主として、現在のフジテックを客観的に見て、企業価値とガバナンスを改善するために必要な提案と確信しております。この提案は、私や一部の特定株主が得をするようなことではなく、フジテックの少数株主を含む、全株主へお約束することで、フジテックを更なる成長に導くためのものです。

1つ目の理由です

シンプルに、企業価値向上のためです。私は2022年6月に経営から離れましたが、その後、会社は混乱しております。今年の2月には新たな取締役も選任されましたが、その後、経営者や取締役からは事業については言及がなく、事業の方向性や、事業計画の修正についても何も検討されていないと聞いております。実際に、社内も混乱しており、従業員や元役員、お客様から心配している声を沢山いただいています。

2つめの理由です

真のガバナンス向上を図るためです。現在、フジテックの取締役会は、オアシスが要求しているすべての事項を議論せずに進めております。オアシスは先日、取締役会へレターを送付しています。(レターを添付) 実にこの項目すべてが、現在進行されております。取締役会はオアシス一色となり、ガバナンスが効いていない状況になっています。

3つ目の理由です

エレベーター・エスカレーター事業は顧客の獲得から設置、維持管理とほぼ30年以上に近い事業サイクルであり、長期的視点に立った経営が必須であり、通常の維持管理に加えて、災害等の緊急対応等が企業の責任として大きくのしかかる特性をもった事業、ビジネスです。また、エレベーター製造における操作関連IT技術、監視技術の導入は目覚ましく、エレベーターは単なる人を運ぶ機器ではなく監視機器としても機能しています。そのことから、仮にオアシスにより Fujitec が、特に中国などの権威主義国家の企業やファンドに売却されるようなことになれば、日本の防災、安全保障の観点から大きな問題を引き起こします。Fujitec のエレベーターは防衛省、警察をはじめとする官公庁、自衛隊、空港などに1000台近くが納入されています。

オアシスの介入により Fujitec のガバナンスが不在となり求心力を失い混乱する現状から Fujitec を自由にし、私の株主提案は中長期的視点に立った株主皆様の賛同を頂けるものと確信しております。

議案について

1. 第1議案 取締役8名の選任

内容：企業価値を向上させられる、フジテックに相応しい社外取締役8名を提案します。推薦する社外取締役候補者はすべて独立しており、人材紹介会社よりメンバー選定を受けて、推薦するものです。専門エレベーターメーカーとして、世界の頂点を目指すための様々な観点を提供できるメンバーを選定できたと自負しております。

詳細については、各候補者の経歴をご参照ください。

2. 第2議案 定款の一部変更（特定の株主に対する情報提供等の禁止）

内容：定款に、取締役のフジテックに対する守秘義務の明確化、と、取締役とアクティビストとの接触内容の開示義務を規定することで、短期的売り抜けを志向するアクティビストに迎合する取締役の行動を防止し、株主平等原則の徹底及び経営の健全化を図る。詳細についてはリンクをご参照ください

3. 第3議案 定款の一部変更（業務執行に関する検査役の選任）

内容：総株主の議決権の80万分の1以上の議決権を有する株主は、裁判所に対し、会社法358条第1項に定める検査役の選任の申立てをすることができる。

理由：経営の中身を議論するより、会社の長期的利益に反する会社の売却、資産の切り売りや社外流出を目指すような業務執行がなされていないかの検証をするための会社法上の要件を緩和し、全株主のガバナンス参加を可能にする。

4. 第4議案 社外取締役に対する報酬の額改定

内容：社外取締役の報酬額を、固定額として、1人当たり年額1000万円に改定することを提案する。

理由：現在の社外取締役4名の報酬は、基本報酬のみでも1人当たり年額1250万円であり、十分に高額です。しかもこれに加え、当該社外取締役には事後付与型株式報酬（RSU）も交付されることとされており（その基準額は1人当たり1250万円というやはり高額なものです）、香港のアクティビストファンドであるオアシスの短期的な意向に従順になるよう誘導するご褒美的な側面がある報酬設計になっています。また、一般に、年額約700万円がフジテックと同等の企業における報酬相場とされることを踏まえても、当該報酬体系は高額に過ぎます。

5. **第5号議案 取締役に対する報酬の支払条件（クローバック条項）**

内容： ①取締役が法令に違反（善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。）した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、フジテックは当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

6. **第6号議案 定款の一部変更の件（クローバック条項）**

内容： ①取締役が法令に違反（善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。）した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、当社は当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

第5号議案・6号議案の理由：アクティビストから「派遣」された社外取締役が、「派遣」元であるアクティビストに内部情報を不当に流したり、アクティビストの指揮命令を水面下で受けたりするなど、特定の株主を不当に優遇した場合には、報酬返還・支払拒絶することで弊害防止の実効性を高める。

7. **第7号議案 定款の一部変更（取締役会の議事の録音等）**

内容：取締役会及び指名報酬諮問委員会の議事を全て録音し、当該録音記録を取締役会及び指名報酬諮問委員会の日から十年間その本店に備え置く。
当社は、前項の録音に係る反訳文を、取締役会議事録及び指名報酬諮問委員会議事録に添付する。

理由：取締役会などの議事経過・結果を機械的に記録することで、一部アクティビストの影響を受けるような議事進行の弊害を排除し、取締役会の更なる適正な運営を確保する。

8. **第8号議案 剰余金の処分の件**

内容：取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件として、配当金額（金100円）を3年間約束する。

9. **第9号議案 剰余金の処分の件（加算配当）**

内容：フジテック又は弊社以外の株主のいずれかが普通株式1株あたり金100円以上の配当金額を提案した場合、その提案金額に金10円を加算した金額を

1株あたりの配当金額とすることを提案する。取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件とする。

第8号議案、9号議案の理由：長期的な事業成長と両立する高水準の配当を実施する経営陣に会社経営に当たっていただく